

総社市浄化槽設置整備事業補助金の提出書類

【交付申請】

1. 浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

2. 建築確認通知書又は浄化槽設置届出書（県民局の受付から10日経過）の写し

3. 設置場所の位置図、配置図、平面図及び排水配管図

※配置図は、敷地内のすべての建物を記載してください。

※平面図は、建物のすべての階の平面図を提出してください。

※排水配管図は、桝（放流桝を含む桝の種類を記載したもの）、配管、浄化槽及び放流先（水路や側溝の公共用水域まで）を記載してください。

4. 浄化槽工事の適正な施工の確保に関する覚書の写し

5. 補助金見積額調書

6. 浄化槽設置票（合併）の写し

7. 認定書及び型式適合認定書別添仕様書及び図面の写し

8. 登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）

9. 浄化槽設備士免状の写し

※免状が昭和62年以前の場合は、浄化槽施工技術特別講習修了証書の写しも提出してください。

10. 申請者本人の完納証明書

（総社市で証明されたもの、かつ発行日から3か月以内のもの）※市外に住所がある方は不要です。

11. 委任状

（交付申請及びこれに伴うその他の手続きを代理人に委任する場合のみ）

12. 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の配置図及び既設の排水配管図、単独処理浄化槽又はくみ取り槽を使用していることを証する書類の写し

（単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去及び宅内配管工事に対する加算補助を申請する場合のみ）

13. 土地及び建物所有者の承諾書

（土地または建物の所有者が申請者と異なる場合のみ）

14. 賃貸借契約書の写し等賃貸契約を証明できるもの

（申請者が賃貸の戸建て住宅に居住し、申請地（別の土地）に合併処理浄化槽を設置する場合のみ）

15. 放流ポンプの仕様書（放流ポンプ槽を設置する場合のみ）

16. その他市長が必要と認める書類

※1～10の書類は、すべての申請で必要となる書類です。

※1, 4, 5, 11の書類は、ホームページに様式を掲載しています。

【変更申請】

1. 浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

申請者の氏名，交付申請額，事業費，事業完了予定年月日の延長，補助対象工事の中止
若しくは廃止がある場合，事前に提出してください。

2. その他市長が必要と認める書類

※1の書類は，ホームページに様式を掲載しています。

【実績報告】

1. 浄化槽設置整備事業実績報告書

2. 請求書又は領収書の写し

※工事費が変更となる場合は，工事費明細書も提出してください。

3. 浄化槽施工状況確認票

※浄化槽設備士が確認したものを提出してください。

4. 工事写真

※「工事写真チェック表」を参照して，各工程の施工の様子が確認できる写真を提出
してください。

5. 浄化槽法定検査（7条検査）申込書の写し

6. 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

※浄化槽法定検査（11条検査）手数料が記載されているものを提出してください。

7. 保証登録証（浄化槽機能保証制度に基づいて登録されていることを証するもの。市町村用）

8. 補助金交付請求書

9. 振込先口座の通帳の写し

（銀行名，支店名，預金の種別，口座番号，口座名義人のすべてがわかるページ）

10. プレキャストコンクリートの製品名，寸法及び配筋の内容が分かるもの

（底版コンクリートにプレキャストコンクリートを使用する場合のみ）

11. 合併処理浄化槽の配置図及び排水配管図

（合併処理浄化槽やますの位置，ますの種類，配管経路が変更になった場合のみ）

12. 浄化槽設置整備事業変更届出書

（軽易な変更があった場合（配管経路の変更，浄化槽位置の変更等。））

13. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し

（単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に対する加算補助を申請する場合のみ）

14. その他市長が必要と認める書類

※1～9の書類は，すべての申請で必要となる書類です。

※1，3，工事写真チェック表，8，12の書類は，ホームページに様式を掲載しています。